

「輸出国における検疫措置を必要とする植物に係る輸入検疫実施要領」(平成 10 年 3 月 30 日付け 10 農産第 2122 号農産園芸局長通達) の一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>(目的及び定義)</p> <p>第 1 植物防疫法(昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。)、同法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。)及び輸入植物検疫規程(昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号。以下「規程」という。)に基づき、規則別表 1 の 2 及び別表 2 の 2 に掲げる植物(以下「検疫措置要求植物」という。)に係る輸入検疫を齊一かつ円滑に実施するとともに、<u>規則別表 2 の 2 に定める基準の確認に係る手続を実施するため、この要領を定める。</u></p> <p>2 検疫措置要求植物の輸入検疫は、この要領によるほか、「<u>輸入木材検疫要綱</u>」(昭和 26 年 11 月 22 日付け 26 農局第 1843 号農政局長通達)、「<u>輸入穀類等検疫要綱</u>」(昭和 46 年 2 月 6 日付け 45 農政第 2628 号農政局長通達)、「<u>海上コンテナ詰輸入植物検疫要領</u>」(昭和 47 年 8 月 24 日付け 47 農政第 4502 号農政局長通達)、「<u>輸入木材検疫要綱の運用基準</u>」(昭和 51 年 3 月 1 日付け 50 農蚕第 7551 号農蚕園芸局長通達)、「<u>輸入種苗検疫要綱</u>」(昭和 53 年 9 月 30 日付け 53 農蚕第 6963 号農蚕園芸局長通達)、「<u>特定重要病害虫検疫要綱</u>」(昭和 53 年 12 月 4 日付け 53 農蚕第 8308 号農蚕園芸局長通達)及び「<u>輸入青果物検疫要綱</u>」(昭和 62 年 4 月 15 日付け 62 農蚕第 2006 号農蚕園芸局長通達)に基づき実施するものとする。</p>	<p>(目的及び定義)</p> <p>第 1 植物防疫法(昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。)、同法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。)及び輸入植物検疫規程(昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号。以下「規程」という。)に基づき、規則別表 1 の 2 <u>に掲げる輸出国において栽培地検査が必要な植物及び規則別表 2 の 2 に掲げる輸出国において所定の検疫措置が講じられている場合に輸入禁止の対象から除外する</u>植物(以下「検疫措置要求植物」という。)に係る輸入検疫を齊一かつ円滑に実施する<u>ため、この要領を定める。</u></p> <p>2 検疫措置要求植物の輸入検疫は、この要領によるほか、「<u>海上コンテナ詰輸入植物検疫要領</u>」(昭和 47 年 8 月 24 日付け 47 農政第 4502 号農政局長通達)、「<u>輸入種苗検疫要綱</u>」(昭和 53 年 9 月 30 日付け 53 農蚕第 6963 号農蚕園芸局長通達)、「<u>特定重要病害虫検疫要綱</u>」(昭和 53 年 12 月 4 日付け 53 農蚕第 8308 号農蚕園芸局長通達)及び「<u>輸入青果物検疫要綱</u>」(昭和 62 年 4 月 15 日付け 62 農蚕第 2006 号農蚕園芸局長通達)に基づき実施するものとする。</p>

3・4 (略)

5 次の植物は前項の植物(規則別表1の2に掲げる地域において栽培されたものを除く。)と同等物とみなすものとする。

(1) (略)

(2) 規則別表1の2の10の項、19の項から21の項まで及び23の項の植物の欄に掲げる種子であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの。

(3) 規則別表1の2の1の項、2の項、7の項、11の項から18の項まで及び24の項の植物の欄に掲げる生植物であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの。

6 (略)

7 規則別表1の2及び別表2の2に掲げる「栽培の用に供するもの」とは、栽培の用に供する目的で輸入される植物をいい、食用、加工等の用に供する目的で輸入されるものは含まないものとする。

8 規則別表1の2の3の項から9の項までの植物の欄に掲げる生植物の地下部(規則別表1の2の7の項に掲げるアヌビアス属植物及びアンスリューム属植物にあつては生植物)であって、バーミキュライト、パーライト、みずごけ、ピートモス、ロックウール、やしがら、へご、バーク、人工礫、木炭等の資材及びこれらの混合物を用い、土と隔離された環境で育成されたものについても、検疫措置要求植物に該当する。

ただし、二国間協議等により別途定めるものを除くものとする。

3・4 (略)

5 次の植物は前項の植物(別表1の2に掲げる地域において栽培されたものを除く。)と同等物とみなすものとする。

(1) (略)

(2) 規則別表1の2の10の項及び19の項から23の項までの植物の欄に掲げる種子であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの。

(3) 規則別表1の2の1の項、2の項、11の項から18の項まで及び24の項の植物の欄に掲げる生植物であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの。

6 (略)

7 規則別表1の2に掲げる「栽培の用に供するもの」とは、栽培の用に供する目的で輸入される植物をいい、食用、加工等の用に供する目的で輸入されるものは含まないものとする。

8 規則別表1の2の3の項から9の項までの植物の欄に掲げる生植物の地下部であって、バーミキュライト、パーライト、みずごけ、ピートモス、ロックウール、やしがら、へご、バーク、人工礫、木炭等の資材及びこれらの混合物を用い、土と隔離された環境で育成されたものについても、検疫措置要求植物に該当する。

ただし、二国間協議等により別途定めるものを除くものとする。

9 (略)

10 規則別表2の2に掲げる輸出国の政府機関とは、検疫措置要求植物について我が国に輸出をしようとする国又は地域の政府機関をいう。

(輸出国の政府機関に対する要求事項)

第2 検疫措置要求植物に係る輸出国の政府機関に対する要求事項(以下「要求事項」という。)は、別記1及び別記2のとおりとする。

(検査証明書の追記の確認)

第3 (略)

2 (略)

3 植物防疫官は、別記1及び別記2に掲げる要求事項以外の方法で検査した旨を追記した証明書が添付された検疫措置要求植物については、第2の要求事項を満たしたものとみなさない。

(追記不備の措置)

第4 植物防疫官は、第3の結果、第2の要求事項を満たしている旨の追記がなされていないと認めた場合には、自らこれを廃棄(焼却等の措置をいい、積戻しを含む。以下同じ。)し、又は輸入者若しくは管理者に廃棄すべきことを命じなければならない。

ただし、当該植物が規則別表1の2の3の項から9の項までに掲げる植物(規則別表1の2の7の項に掲げるアヌビアス属植物及びアンスリューム属植物を除く。)に該当すると

9 (略)

(新設)

(輸出国植物検疫機関に対する要求事項)

第2 検疫措置要求植物に係る輸出国植物検疫機関に対する要求事項(以下「要求事項」という。)は、別記のとおりとする。

(検査証明書の追記の確認)

第3 (略)

2 (略)

3 植物防疫官は、別記に掲げる要求事項以外の方法で検査した旨を追記した証明書が添付された検疫措置要求植物については、第2の要求事項を満たしたものとみなさない。

(追記不備の措置)

第4 植物防疫官は、第3の結果、第2の要求事項を満たしている旨の追記がなされていないと認めた場合には、自らこれを廃棄(焼却等の措置をいい、積戻しを含む。以下同じ。)し、又は輸入者若しくは管理者に廃棄すべきことを命じなければならない。

ただし、当該植物が規則別表1の2の3の項から9の項までに掲げる植物に該当するときであって、輸入者から当該植物の地下部を除去して地上部を輸入したい旨の申出があり、

きであって、輸入者から当該植物の地下部を除去して地上部を輸入したい旨の申出があり、次の各号全てを満たすときに限り、輸入検査を実施した後にその地下部の除去を認めることができる。

(1) ~ (3) (略)

2 (略)

(輸入検査及び措置)

第5 (略)

2 植物防疫官は、別記3により確認した作業計画に基づき表示、封印等のこん包条件を要求する植物の場合にあつては、輸入検査において、こん包条件の適否を確認しなければならない。なお、当該こん包条件を満たさないときは、自ら当該植物を廃棄し、又は輸入者若しくは管理者に廃棄すべきことを命じなければならない。

3 植物防疫官は、1項の輸入検査（法第8条第7項の規定に基づき、更に隔離栽培による検査を行う場合にあつては、当該検査を含む。）の結果、規程第2条の各号に該当すると認められた場合は、これを合格とする。

4・5 (略)

(輸入禁止)

第6 植物防疫官は、第1の4項の植物又は第1の5項の(1)から(3)までの植物が輸入された場合は、法第9条第2項に基づきこれを自ら廃棄し、又はこれを所持している者に対して廃棄を命ずるものとする。ただし、当該植物が法第7条第1項ただし書に基づき農林水産大臣の許可を得たもの

次の各号全てを満たすときに限り、輸入検査を実施した後にその地下部の除去を認めることができる。

(1) ~ (3) (略)

2 (略)

(輸入検査及び措置)

第5 (略)

(新設)

2 植物防疫官は、前項の輸入検査（法第8条第7項の規定に基づき、更に隔離栽培による検査を行う場合にあつては、当該検査を含む。）の結果、規程第2条の各号に該当すると認められた場合は、これを合格とする。

3・4 (略)

(輸入禁止)

第6 植物防疫官は、第1の4項の植物又は第1の5項の(1)から(3)までの植物が輸入された場合は、法第9条第2項に基づきこれを自ら廃棄し、又はこれを所持している者に対して廃棄を命ずるものとする。ただし、当該植物が法第7条第1項ただし書に基づき農林水産大臣の許可を得たもの

である場合には、「輸入禁止品に関する農林水産大臣の輸入許可手続実施要綱」(平成10年3月30日付け10農産第2441号農産園芸局長通達)により取扱う。

(植物検疫に関する政府機関を有しない国から輸出される検疫措置要求植物)

第7 規則別表1の2及び規則別表2の2に掲げる地域のうち植物検疫に係る政府機関を有しない国から輸出される検疫措置要求植物は、当該地域における必要な検疫措置が実施されないため、輸入を認めないものとする。ただし、規則別表1の2の3の項から9の項までに掲げる植物(規則別表1の2の7の項に掲げるアヌビアス属植物及びアンスリューム属植物を除く。)であって、輸入者から当該植物の地下部を除去して輸入したい旨の申出があった場合には、第4の1項のただし書及び2項のただし書を準用する。

(規則別表2の2に定める基準の確認に係る手続)

第8 規則別表2の2に定める基準に係る地域指定の手続又は殺虫処理の方法の確認手続は、別記3のとおりとする。

別記1 (第2関係)

規則別表1の2に掲げる植物に関する輸出国への要求事項

検疫有害動植物	要求事項
1～14 (略)	(略)
15 <i>Deuterophoma tracheip hila</i>	当該植物の生育中に栽培地検査を行って本菌の発

である場合には、輸入禁止品に関する農林水産大臣の輸入許可手続実施要綱(平成10年3月30日付け10農産第2441号)により取扱う。

(植物検疫に関する政府機関を有しない国から輸出される検疫措置要求植物)

第7 規則別表1の2及び規則別表2の2に掲げる地域のうち植物検疫に係る政府機関を有しない国から輸出される検疫措置要求植物は、当該地域における必要な検疫措置が実施されないため、輸入を認めないものとする。ただし、規則別表1の2の3の項から9の項までに掲げる植物であって、輸入者から当該植物の地下部を除去して輸入したい旨の申出があった場合には、第4の1項のただし書及び2項のただし書を準用する。

(新設)

別記 (第2関係)

栽培地検査に関する輸出国への要求事項

検疫対象有害動植物	要求事項
1～14 (略)	(略)
15 <i>Deuterophoma tracheip hila</i>	当該植物の生育中に栽培地検査を行って本菌の発

16 <i>Eutypa lata</i>	生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
17 <i>Guignardia citricarpa</i>	<u>当該植物の着果期間中にその果実について栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u>
18 <i>Sphaeropsis tumefaciens</i> (カンキツ類てんぐ巣病菌)	<u>当該植物の生育中に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u>
19～21 (略)	(略)
22 削除	削除
23 <i>Broad bean true mosaic virus</i> (ソラマメトウルーモザイクウイルス)	<u>採種用の親植物について、媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って本ウイルスの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u>

16 <i>Eutypa lata</i>	生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
17 <i>Guignardia citricarpa</i>	
18 <i>Sphaeropsis tumefaciens</i> (カンキツ類てんぐ巣病菌)	
19～21 (略)	(略)
22 <i>Broad bean stain virus</i> (ソラマメステインウイルス)	<u>採種用の親植物について、媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って本ウイルスの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u>
23 <i>Broad bean true mosaic virus</i> (ソラマメトウルーモザイクウイルス)	

24 (略)	(略)
--------	-----

別記2 (第2関係)

規則別表2の2に定める基準の実施に関する輸出国への要求事項

検疫有害動植物	要求事項
1 <i>Anastrepha fraterculus</i> (ミナミアメリカミバエ)	<p>輸出国の政府機関が別記3の1の(1)に定める事項を記載した作業計画を作成し、かつ、当該作業計画が科学的かつ技術的な見地からみて適切であることを植物検疫当局(農林水産省消費・安全局植物防疫課及び植物防疫所(那覇植物防疫事務所を含む。))をいう。以下同じ。)により確認された場合、輸出国の政府機関は当該作業計画に基づいて行う監督の下、次のいずれかの措置を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
2 <i>Anastrepha grandis</i>	
3 <i>Anastrepha ludens</i> (メキシコミバエ)	
4 <i>Anastrepha obliqua</i> (ニシインドミバエ)	
5 <i>Anastrepha suspensa</i> (カリブミバエ)	

24 (略)	(略)
--------	-----

(新設)

輸入禁止から除外するための基準となる輸出国への要求事項

検疫対象有害動植物	要求事項
1 <i>Anastrepha fraterculus</i> (ミナミアメリカミバエ)	<p>輸出国植物検疫機関が作成し、かつ、農林水産省消費・安全局植物防疫課長(以下「植物防疫課長」という。)の認定を受けた作業計画に基づき、輸出国植物検疫機関の監督のもとに次のいずれかの措置を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、(2)の措置を行った場合は、その旨(当該措置を行った日付及びその方法を含む)を検査証明書の所定の欄に記載すること。</p> <p>(1) 本害虫の発生がない状態が維持されている地域として輸出国植物検疫機関が指定する地</p>
2 <i>Anastrepha grandis</i>	
3 <i>Anastrepha ludens</i> (メキシコミバエ)	
4 <i>Anastrepha obliqua</i> (ニシインドミバエ)	
5 <i>Anastrepha suspensa</i> (カリブミバエ)	

	<p>(1) <u>本害虫が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が植物検疫当局に認められた手続により指定する地域において生産されること。</u></p> <p>(2) <u>輸出国の政府機関が指定する処理施設において、植物検疫当局に認められた方法により本害虫の殺虫処理が行われること。なお、当該殺虫処理を行った場合は、その旨（当該殺虫処理を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に追記すること。</u></p>
6～18 (略)	(略)
19 <i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌)	(1) 種子について 次のいずれかの措置を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記

	<p>域で生産されること。</p> <p>(2) <u>輸出国植物検疫機関が指定する処理施設において、本害虫を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。</u></p>
6～18 (略)	(略)
19 <i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌)	(1) 種子について 次のいずれかの措置を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記

	<p>すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>輸出までに、栽培検定又は PCR 法、LAMP 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行うこと。</u> 検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 30,000 粒について行うこと。</p> <p><u>なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 300,000 粒未満の場合、当該荷口単位に含まれる種子数の 10%を抽出し検定に供すること。</u></p> <p>(2) (略)</p>
20 <i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i>	<p>当該植物の生育期中又は<u>収穫から輸出までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、PCR 法等の適切な遺伝子的手法に</u></p>

	<p>すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 栽培検定又は PCR 法、LAMP 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行うこと。<u>なお、検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 30,000 粒について行うこと。</u></p> <p>(2) (略)</p>
20 <i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i>	<p>当該植物の生育期中又は<u>輸出検査時に、PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記</u></p>

	<p>よる検定を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
<p>21 <i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3</p>	<p>(1) 花粉について 本細菌の発生がない状態が維持されているほ場として輸出国の<u>政府機関</u>が指定するほ場で栽培された花から採取され、かつ、PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p>(2) 花粉以外の生植物について 本細菌の発生がない状態が維持されている地域として輸出国の<u>政府機関</u>が指定する地域で栽培され、本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査</p>

	<p>すること。</p>
<p>21 <i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3</p>	<p>(1) 花粉について 本細菌の発生がない状態が維持されているほ場として輸出国<u>植物検疫機関</u>が指定するほ場で栽培された花から採取され、かつ、PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p>(2) 花粉以外の生植物について 本細菌の発生がない状態が維持されている地域として輸出国<u>植物検疫機関</u>が指定する地域で栽培され、本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査</p>

	証明書に追記すること。
22 <i>Spiroplasma citri</i>	当該植物の展葉期に、 <u>同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物</u> について、ELISA 法等の適切な血清学的方法又は PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
23 <i>Xylella fastidiosa</i>	
24 <i>Potato spindle tuber viroid</i> (ジャガイモやせいもウイロイド)	<p>(1) 種子について 採種用の親植物又は種子について RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p>ア <u>親植物の検定は、無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について行うこと。</u></p> <p>イ <u>種子の検定は、輸出</u></p>

	査証明書に追記すること。
22 <i>Spiroplasma citri</i>	当該植物の展葉期に、ELISA 法等の適切な血清学的方法又は PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
23 <i>Xylella fastidiosa</i>	
24 <i>Potato spindle tuber viroid</i> (ジャガイモやせいもウイロイド)	<p>(1) 種子について 採種用の親植物又は<u>当該親植物から採種された種子</u>について RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。<u>なお、検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に</u></p>

までに、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、最大400粒ずつ行うこと。

なお、同一の荷口単位に含まれる種子が46,000粒未満の場合、当該荷口単位に含まれる種子数の10%を抽出し検定に供すること。

(2) 生植物について

生育期中又は収穫から輸出までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、RT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。

抽出した4,600粒について、最大400粒ずつ行うこと。

(2) 生植物について

生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体について、RT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。

25 *Pepino mosaic virus*

(1) 種子について

採種用の親植物又は種子について ELISA 法等の適切な血清学的方法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。

ア 親植物の検定は、無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について行うこと。

イ 種子の検定は、輸出までに、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、ELISA 法等の血清学的方法による検定にあつては最大 250 粒ずつ、RT-PCR 法等の遺伝子的手法による検定にあつては最大 400 粒ず

25 *Pepino mosaic virus*

(1) 種子について

採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子について ELISA 法等の適切な血清学的方法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、ELISA 法等の血清学的方法による検定にあつては最大 250 粒ずつ、RT-PCR 法等の遺伝子的手法による検定にあつては最大 400 粒ずつ行うこと。

	<p>つ行うこと。</p> <p><u>なお、同一の荷口単位に含まれる種子が46,000粒未満の場合、当該荷口単位に含まれる種子数の10%を抽出し検定に供すること。</u></p> <p>(2) 生植物について</p> <p>生育期中又は<u>収穫から輸出までに</u>、同一の荷口単位から無作為に抽出した<u>植物及び病徴の疑われる植物</u>について、ELISA 法等の適切な血清学的方法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
26 <i>Columnnea latent viroid</i>	<p>(1) 種子について</p> <p>採種用の親植物又は種子について RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていない</p>

	<p>(2) 生植物について</p> <p>生育期中又は<u>輸出検査時に</u>、同一の荷口単位から無作為に抽出した<u>検体</u>について ELISA 法等の適切な血清学的方法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
26 <i>Columnnea latent viroid</i>	<p>(1) 種子について</p> <p>採種用の親植物又は<u>当該親植物から採種された種子</u>について RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウ</p>

ことを確認し、その旨を
検査証明書に追記するこ
と。

ア 親植物の検定は、無
作為に抽出した植物及
び病徴の疑われる植物
について行うこと。

イ 種子の検定は、輸出
までに、国際種子検査
協会が定める国際種子
検査規程の抽出方法に
準拠した方法で同一の
荷口単位から無作為に
抽出した 4,600 粒につ
いて、最大 400 粒ずつ
行うこと。

なお、同一の荷口単
位に含まれる種子が
46,000 粒未満の場合、
当該荷口単位に含まれ
る種子数の 10%を抽出
し検定に供すること。

(2) 生植物について

生育期中又は収穫から
輸出までに、同一の荷口
単位から無作為に抽出し
た植物及び病徴の疑われ

イロイドに侵されていないことを確認し、その旨
を検査証明書に追記する
こと。なお、検定は、国際
種子検査協会が定める国
際種子検査規程の抽出方
法に準拠した方法で同一
の荷口単位から無作為に
抽出した 4,600 粒につ
いて、最大 400 粒ずつ行
うこと。

(2) 生植物について

生育期中又は輸出検査
時に、同一の荷口単位か
ら無作為に抽出した検体
について RT-PCR 法等の

	<p>る植物について、RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
27 (略)	(略)
28 <i>Tomato apical stunt viroid</i>	<p>(1) 種子について 採種用の親植物又は種子について RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p>ア 親植物の検定は、無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について行うこと。</p> <p>イ 種子の検定は、輸出までに、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の</p>
29 <i>Tomato chlorotic dwarf viroid</i>	
30 <i>Pepper chat fruit viroid</i>	

	<p>適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
27 (略)	(略)
28 <i>Tomato apical stunt viroid</i>	<p>(1) 種子について 採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子について RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最大 400 粒ずつ行うこと。</p>
29 <i>Tomato chlorotic dwarf viroid</i>	
30 <i>Pepper chat fruit viroid</i>	

	<p>荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最大 400 粒ずつ行うこと。</p> <p><u>なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合、当該荷口単位に含まれる種子数の 10%を抽出し検定に供すること。</u></p> <p>(2) 生植物について</p> <p>生育期中又は<u>収穫から輸出までに</u>、同一の荷口単位から無作為に抽出した<u>植物及び病徴の疑われる植物</u>について、RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
31 <i>Tomato planta macho viroid</i>	<p>(1) 種子について</p> <p>採種用の親植物又は種子について RT-PCR 法等の適切な遺伝子学的手法</p>

	<p>(2) 生植物について</p> <p>生育期中又は<u>輸出検査時に</u>、同一の荷口単位から無作為に抽出した<u>検体</u>について、RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
31 <i>Tomato planta macho viroid</i>	<p>(1) 種子について</p> <p>採種用の親植物又は<u>当該親植物から採種された種子</u>について RT-PCR 法</p>

による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。

ア 親植物の検定は、無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について行うこと。

イ 種子の検定は、輸出までに、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最大 400 粒ずつ行うこと。

なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合、当該荷口単位に含まれる種子数の 10%を抽出し検定に供すること。

(2) 生植物について

生育期中又は収穫から輸出までに、同一の荷口

等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最大 400 粒ずつ行うこと。

(2) 生植物について

生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位か

	<p>単位から無作為に抽出した<u>植物及び病徴の疑われる植物</u>について、RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
32 <i>Peronospora chlorae</i>	<p>(1)種子について 採種用の親植物について、本菌の発生がない状態が維持されている地域（ほ場及び栽培施設を含む。）として輸出国の<u>政府機関</u>が指定する 地域で栽培されたことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p>(2)生植物について 本菌の発生がない状態が維持されている地域で栽培された親植物から採種された種子から生産 され、本菌の発</p>

	<p>ら無作為に抽出した<u>検体</u>について RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
32 <i>Peronospora chlorae</i>	<p>(1)種子について 採種用の親植物について、本菌の発生がない状態が維持されている地域（ほ場及び栽培施設を含む。）として輸出国<u>植物検疫機関</u>が指定する 地域で栽培されたことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p>(2)生植物について 本菌の発生がない状態が維持されている地域で栽培された親植物から採種された種子から生産 され、本菌の発</p>

	<p>生がない状態が維持されている施設として輸出国の政府機関が指定する栽培施設で次の措置を行って栽培されたものについて、未使用の又は 60℃以上で 30 分間以上熱処理された培養資材が使用されていることを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p>ア 栽培施設及び栽培に用いる器具の消毒 イ 生育期中の薬剤散布</p>
<p>33 <i>Indian peanut clump virus</i></p>	<p>(1) 種子について 採種用の親植物又は種子について RT-PCR 法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p>ア 親植物の検定は、無</p>

	<p>生がない状態が維持されている施設として輸出国植物検疫機関が指定する栽培施設で次の措置を行って栽培されたものについて、未使用の又は 60℃以上で 30 分間以上熱処理された培養資材が使用されていることを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p>ア 栽培施設及び栽培に用いる器具の消毒 イ 生育期中の薬剤散布</p>
<p>33 <i>Indian peanut clump virus</i></p>	<p>(1) 種子について 採種用の親植物又は<u>当該親植物から採種された</u>種子について RT-PCR 法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。<u>なお</u>、検定は、国際</p>

作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について行うこと。

イ 種子の検定は、輸出までに、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最大 400 粒ずつ行うこと。

なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合、当該荷口単位に含まれる種子数の 10%を抽出し検定に供すること。

(2) 生植物について

生育期間中又は収穫から輸出までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されて

種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最大 400 粒ずつ行うこと。

(2) 生植物について

生育期間中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体について RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検

	いないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
34 <i>Maize chlorotic mottle virus</i>	<p>(1) 種子について 採種用の親植物又は種子について ELISA 法等の適切な血清学的方法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p><u>ア 親植物の検定は、無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について行うこと。</u></p> <p><u>イ 種子の検定は、輸出までに、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、ELISA 法等の血清学的方法による検定及</u></p>

	査証明書に追記すること。
34 <i>Maize chlorotic mottle virus</i>	<p>(1) 種子について 採種用の親植物又は<u>当該親植物から採種された</u>種子について ELISA 法等の適切な血清学的方法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。<u>なお、</u>検定は、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、ELISA 法等の血清学的方法による検定及び RT-PCR 法等の遺伝子学的手法による検定のいずれにあっても最大 100 粒ずつ行うこと。</p>

	<p>び RT-PCR 法等の遺伝子的手法による検定のいずれにあっても最大 100 粒ずつ行うこと。</p> <p><u>なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合、当該荷口単位に含まれる種子数の 10%を抽出し検定に供すること。</u></p> <p>(2) 生植物について</p> <p>生育期間中又は<u>収穫から輸出までに</u>、同一の荷口単位から無作為に抽出した<u>植物及び病徴の疑われる植物</u>について、ELISA 法等の適切な血清学的方法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
<p>35 <i>Pea early-browning virus</i></p>	<p>(1) 種子について</p> <p>採種用の親植物又は種子について ELISA 法等の</p>

	<p>(2) 生植物について</p> <p>生育期間中又は<u>輸出検査時に</u>、同一の荷口単位から無作為に抽出した<u>検体</u>について ELISA 法等の適切な血清学的方法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
<p>35 <i>Pea early-browning virus</i></p>	<p>(1) 種子について</p> <p>採種用の親植物又は<u>当該親植物から採種された</u></p>

適切な血清学的方法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。

ア 親植物の検定は、無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について行うこと。

イ 種子の検定は、輸出までに、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 3,100 粒について、ELISA 法等の血清学的方法による検定及び RT-PCR 法等の遺伝子学的手法による検定のいずれにあっても最大 100 粒ずつ行うこと。

なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 31,000 粒未満の場合、

種子について ELISA 法等の適切な血清学的方法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 3,100 粒について、ELISA 法等の血清学的方法による検定及び RT-PCR 法等の遺伝子学的手法による検定のいずれにあっても最大 100 粒ずつ行うこと。

	<p><u>当該荷口単位に含まれる種子数の 10%を抽出し検定に供すること。</u></p> <p>(2) 生植物について</p> <p>生育期間中又は<u>収穫から輸出までに</u>、同一の荷口単位から無作為に抽出した<u>植物及び病徴の疑われる植物</u>について、ELISA 法等の適切な血清学的方法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
36 <i>Tomato brown rugose fruit virus</i>	<p>(1) 種子について</p> <p>採種用の親植物又は種子について RT-PCR 法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p>ア 親植物の検定は、無</p>

	<p>(2) 生植物について</p> <p>生育期間中又は<u>輸出検査時に</u>、同一の荷口単位から無作為に抽出した<u>検体</u>について ELISA 法等の適切な血清学的方法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
36 <i>Tomato brown rugose fruit virus</i>	<p>(1) 種子について</p> <p>採種用の親植物又は<u>当該親植物から採種された種子</u>について RT-PCR 法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。<u>なお</u>、検定は、国際</p>

作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について行うこと。

イ 種子の検定は、輸出までに、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最大 400 粒ずつ行うこと。

なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合、当該荷口単位に含まれる種子数の 10%を抽出し検定に供すること。

(2) 生植物について

生育期間中又は収穫から輸出までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されて

種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最大 400 粒ずつ行うこと。

(2) 生植物について

生育期間中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体について RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検

	いないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
37 <i>Tomato leaf curl New Delhi virus</i>	生育期間中又は <u>収穫から輸出までに</u> 、同一の荷口単位から無作為に抽出した <u>植物及び病徴の疑われる植物</u> について、ELISA 法等の適切な血清学的診断法又は PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
38 <i>Zucchini green mottle mosaic virus</i>	(1) 種子について 採種用の親植物又は種子について ELISA 法等の適切な血清学的方法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 ア 親植物の検定は、無

	査証明書に追記すること。
37 <i>Tomato leaf curl New Delhi virus</i>	生育期間中又は <u>輸出検査時に</u> 、同一の荷口単位から無作為に抽出した <u>検体</u> について ELISA 法等の適切な血清学的診断法又は PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
38 <i>Zucchini green mottle mosaic virus</i>	(1) 種子について 採種用の親植物又は <u>当該親植物から採種された種子</u> について ELISA 法等の適切な血清学的方法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 <u>なお、</u>

作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について行うこと。

イ 種子の検定は、輸出までに、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、ELISA法等の血清学的方法による検定及びRT-PCR法等の遺伝子的手法による検定のいずれにあっても最大100粒ずつ行うこと。

なお、同一の荷口単位に含まれる種子が46,000粒未満の場合、当該荷口単位に含まれる種子数の10%を抽出し検定に供すること。

(2) 生植物について

生育期間中又は収穫から輸出までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑わ

検定は、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、ELISA法等の血清学的方法による検定及びRT-PCR法等の遺伝子的手法による検定のいずれにあっても最大100粒ずつ行うこと。

(2) 生植物について

生育期間中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検

	<p><u>れる植物</u>について、ELISA 法等の適切な血清学的方法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
<p>39 <u>Broad bean stain virus</u> (<u>ソラマメステインウイルス</u>)</p>	<p><u>次のいずれかの措置を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u></p> <p>(1) <u>採種用の親植物について、媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って本ウイルスの発生がないことを確認すること。</u></p> <p>(2) <u>採種用の親植物又は種子について、ELISA 法等の適切な血清学的方法による検定を行って本ウイルスに侵され</u></p>

	<p><u>体</u>について ELISA 法等の適切な血清学的方法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
(新設)	(新設)

	<p><u>ていないことを確認すること。</u></p> <p><u>ア 親植物の検定は、無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について行うこと。</u></p> <p><u>イ 種子の検定は、輸出までに、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、最大100粒ずつ行うこと。</u></p> <p><u>なお、同一の荷口単位に含まれる種子が46,000粒未満の場合、当該荷口単位に含まれる種子数の10%を抽出し検定に供すること。</u></p>
40 <u>Anastrepha striata</u>	輸出国の政府機関が別記3の1の(1)に定める事

(新設)	(新設)

項を記載した作業計画を作成し、かつ、当該作業計画が科学的かつ技術的な見地からみて適切であることを植物検疫当局により確認された場合、輸出国の政府機関は当該作業計画に基づいて行う監督の下、次のいずれかの措置を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。

(1) 本害虫が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が植物検疫当局に認められた手続により指定する地域において生産されること。

(2) 輸出国の政府機関が指定する処理施設において、植物検疫当局に認められた方法により本害虫の殺虫処理が行われること。なお、当該殺虫処理を行った場

--	--

	<p>合は、その旨（当該殺虫処理を行った日付及びその方法を含む。）を<u>検査証明書の所定の欄に追記すること。</u></p>
<p>41 <u>Tomato mottle mosaic virus</u></p>	<p>(1) 種子について</p> <p><u>採種用の親植物又は種子について RT-PCR 法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u></p> <p>ア <u>親植物の検定は、無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について行うこと。</u></p> <p>イ <u>種子の検定は、輸出前までに、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最大 400 粒ず</u></p>

(新設)	(新設)

	<p><u>つ行うこと。</u></p> <p><u>なお、同一の荷口単位に含まれる種子が46,000粒未満の場合、当該荷口単位に含まれる種子数の10%を抽出し検定に供すること。</u></p> <p><u>(2) 生植物について</u></p> <p><u>生育期間中又は輸出前までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、RT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u></p>
--	---

--	--

別記 3

地域指定の手續又は殺虫処理の方法の確認手續について

1 地域指定の手續又は殺虫処理の方法に係る資料の提出

(1) 輸出国の政府機関は、規則別表 2 の 2 の 1 の項から 5 の項まで及び 40 の項により、我が国に輸出をしようとする検査措置要求植物に関する地域指定の手續又は殺虫処理の方法

(新設)

に係る資料として、次の事項が記載された作業計画を提出するものとする。

ア 対象となる検疫有害動植物（以下「対象検疫有害動植物」という。）及び検疫措置要求植物に関する事項

イ 輸出国の政府機関及びその他の関係機関の役割や責任に関する事項

ウ 輸出国の政府機関による地域指定の手續に関する事項（指定地域名及び指定地域の維持に関する事項を含む。）

又は殺虫処理の方法に関する事項（輸出国の政府機関による殺虫処理施設の指定に関する事項を含む。）

エ こん包施設及びこん包に関する事項（輸出までの間の汚染防止措置やこん包の表示及び封印に関する事項を含む。）

オ 輸出国の政府機関が検査証明書に追記することその他の輸出検査に関する事項（輸出検査において対象検疫有害動植物が発見された場合の対応を含む。）

カ 植物防疫官による輸入検査において、対象検疫有害動植物が発見された場合の対応に関する事項

キ 作業計画の内容の変更等に関する事項

（2）当該作業計画には、（1）の事項の有効性を示す根拠となる対象検疫有害動植物の発生状況の調査結果（無発生を設定するためのシステム、無発生の状況を維持するための植物検疫措置及び無発生の状況が維持されていることの確認方法を含む。）、殺虫試験データ等の技術的根拠を添付するものとする。

ただし、対象検疫有害動植物に関連する植物検疫措置に関する国際基準その他現に国際的に運用されている殺虫処理

方法（以下「関連する ISPM 等」という。）による場合は、この限りでない。

(3) 輸出国の政府機関は、我が国に輸出をしようとする検疫措置要求植物について、我が国以外の国等向けに輸出実績がある場合は、直近3年間の各年の輸出数量（こん包数を含む。）及び当該検疫有害動植物の発見事例に係る情報を植物検疫当局に提出するものとする。

2 地域指定の手續又は殺虫処理の方法に係る資料の確認

(1) 植物検疫当局は、1により提出された資料が、科学的かつ技術的な見地からみて適切であること（関連する ISPM 等による場合にあっては、当該関連する ISPM 等に適合していること）を確認するものとする。なお、植物検疫当局は、1により提出された資料の内容につき変更を求めることがある。

(2) 植物検疫当局は、輸出国の政府機関に対し、1により提出された資料の確認の結果を書面により通知するものとする。

3 確認結果の公表

植物検疫当局は、2（2）による通知を行った場合には、輸出国の名称、要請のあった植物及び地域指定の手續又は殺虫処理の方法の概要を農林水産省ホームページにおいて公表するものとする。

附 則

この改正は、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（令和3年農林水産省令第33号）の施行の日から施行する。